

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目次＝

1. 重大事故等情報＝6件（9月12日～9月18日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスの車内事故
- (3) 乗合バスと鉄道車両との接触事故
- (4) 乗合バスと鉄道車両との接触事故
- (5) 乗合バスの車内事故
- (6) 法人タクシーの鉄道車両との接触事故

2. トピック

- (1) 「加齢に伴う身体・心理的特性の変化に対する認識」及び「適切な健康管理」の重要性～タクシーの追突事故から得た教訓～
(配信日：R7.9.5)
- (2) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました
～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～
(配信日：R7.8.8)
- (3) 令和7年度 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
(配信日：R8.8.1)
- (4) 令和6年度補正予算 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します
(配信日：R8.8.1)
- (5) トラックの法令遵守の徹底について
(配信日：R7.4.25)

1. 重大事故等情報＝6件（9月12日～9月18日分）

- ### (1) 乗合バスの車内事故

9月12日（金）午前6時26分頃、名古屋市中川区の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客21名を乗せて運行中、赤信号に従い停止しようとして減速したところ、立席で乗車していた乗客が手すりから手を離していたため、転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故

9月12日（金）午前11時14分頃、滋賀県近江八幡市の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せて運行中、バス停から乗車した乗客の着席確認をせずに発進したことから、バス停から20から30メートル先の交差点において、赤信号に従い停止する際に、着席していなかった当該乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスと鉄道車両との接触事故

9月12日（金）午後5時54分頃、長崎県長崎市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、渋滞のため停車していたところ、当該バスの車体が右側の軌道敷内にはみ出していたことにより、後方から来た路面電車が当該バス衝突した。

この事故により、路面電車の乗客6名が軽傷を負った。

(4) 乗合バスと鉄道車両との接触事故

9月15日（月）20時30分頃、岡山県岡山市の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せて運行中、交差点を右折しようとしたところ、対向から来た路面電車（乗客なし）と衝突した。

この事故により、乗合バスの乗客1名が重傷、路面電車の運転者が軽傷を負った。

(5) 乗合バスの車内事故

9月16日（火）午後6時54分頃、東京都八王子市の市道において、東京都に営業所を置く乗合バスが第1車線を運行中、第2車線から当該バスの前に車線変更してきた自家用軽トラックとの衝突を避けるため、ブレーキをかけたところ、立席で乗車していた乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(6) 法人タクシーの鉄道車両との接触事故

9月16日（火）午後5時25分頃、長崎県長崎市の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、後方を確認せずに転回をしたため、同方向に進んでいた路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はいない。

上記6件の死傷者数計：死亡0名、重傷3名、軽傷7名（速報値）

2. トピック

- (1) 「加齢に伴う身体・心理的特性の変化に対する認識」及び「適切な健康管理」の重要性～タクシーの追突事故から得た教訓～

(配信日 : R7. 9. 5)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

○ 重要調査対象事故

- ・ タクシーの追突事故（大阪市淀川区）

(令和4年12月2日発生)

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000724.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

- (2) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(配信日：R7.8.8)

国土交通省が公益財団法人交通事故総合分析センター（以下、「ITARDA（イタルダ）」という。）を事務局として設置している「事業用自動車事故

調査委員会」は、調査報告書をわかりやすくまとめた啓発コンテンツを作成し、本年１月と３月に運送事業者関係団体等に配布しました。

今般、７月に公表しました「事業用自動車事故調査委員会 10 年総括」にある「再発防止策の浸透策」の一環として、再配布要望など大きな反響があったコンテンツを ITARDA のホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起こったのか

第一弾（令和 7 年 1 月発行）

・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和 4 年 10 月発生 他 2 事案

第二弾（令和 7 年 3 月発行）

・中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和 3 年 10 月発生 他 2 事案

② 啓発動画

・大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）令和 3 年 8 月発生 他 2 事案

-
- (3) 令和 7 年度 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

（配信日：R8.8.1）

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業

（１）運行管理の高度化に対する支援

- (2) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援【NEW：貸切バス運転者研修】
- (4) 健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援【NEW】

2. 補助事業の内容

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin.jp>

※令和7年7月31日10時より申請できます。

○国土交通省ホームページ

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止
に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年7月31日※～令和8年1月30日（別紙参照）

※1. (3)の一部（貸切バス運転者研修）及び(4)は開始日が8月29日となりますのでご注意ください。

4. 留意点

○申請受付は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のHPとなっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(4) 令和6年度補正予算 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

（配信日：R8.8.1）

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ＡＳＶ）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、令和7年7月31日（金）までとして

おりました運行管理の高度化に資する機器の導入支援の申請受付期間を令和8年1月30日（金）まで延長いたします。

1. 実施する補助事業（詳細は別紙参照）

- （1）先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援（車輪脱落予兆検知装置）
- （2）運行管理の高度化に対する支援（デジタル式運行記録計）

2. 補助事業の内容

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06hosei.html

運行管理の高度化に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.htm>

|

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和7年5月8日～令和8年1月30日

4. 留意点

○本事業の申請受付窓口は「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局」となっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(5) トラックの法令遵守の徹底について

（配信日：R7.4.25）

令和7年4月23日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、トラック事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者に法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

記

-

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24 時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

